

大阪薬科大学と高槻高等学校の連携に関する協定書

(目的)

第1条 大阪薬科大学（以下「薬大」という。）と高槻高等学校（以下「高校」という。）は、相互の人的・知的資源の交流活用を図るとともに、教育上の諸課題に対して適切に対応することにより、高大接続の一助として薬大と高校における教育の充実、発展に資することを目的とする。

(連携内容)

第2条 薬大と高校が連携して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 薬大による高校の生徒を対象とした、高大接続課題実習等の多様な学修機会を提供すること。
- (2) 薬大と高校の教職員相互の交流・研修を進めること。
- (3) その他、双方が必要と認める事項

(委員会の設置)

第3条 前条に掲げる項目に関する取組みについて協議するため、委員会を設置する。

2 委員会の構成員等については、別に定める。

(連携内容の実施)

第4条 本協定に基づく具体的な連携内容及び実施については、委員会において定める。

(経費)

第5条 薬大と高校が連携協力するための経費は、原則として其々が負担する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は5年とする。但し、この協定書の有効期間満了の30日前までに、薬大と高校のいずれからも協定の終了又は見直しの申し入れがない時は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(実施期日)

第7条 本協定は、締結日から効力を有する。

(補足)

第8条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、薬大と高校は協議してその解決を図るものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成28年12月20日

大阪薬科大学
学長
政田 幹夫



高槻高等学校 校長
岩井 一

